

高知くらしの護身術

210

住宅用火災警報器

機能知って設置を

(2011年6月7日掲載原稿)

平成21年中の放火を除く住宅火災において、死亡原因の約6割が逃げ遅れとなっています。

平成16年、消防法が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅は既に平成18年6月1日から義務化され、既存住宅についても今年の6月1日から義務化されました。

住宅用火災警報器の感知方式には火災時の煙を感知する煙式と熱を感知する熱式がありますが、原則として煙式の設置が義務付けられています。また、警報には音声式とブザー式があり、音声式は火災発生や電池切れを「言葉」で知らせます。まだ設置されていない方は、各機能を検討してみてください。

取り付ける場所は、寝室、階段（寝室が1階以外にある場合）です。台所には設置義務はありませんが、設置する場合は、日常的に煙や蒸気が多いため、熱式の警報器を設置しましょう。

まだ購入されていない方は、ホームセンターや家電店などで販売されています。商品を選ぶ際は、消防庁が定めた基準に適合していることを示す鑑定マーク（NSマーク）が付いているか確認しましょう。警報音は、家電製品などのアラームと混同しないものを選びましょう。設置の際は、取扱説明書に従って正しく設置し、感知に影響するものが周囲にないか確認しましょう。

アパートや賃貸マンションにお住まいの方は、管理者と借受人が協議して設置することになります。尚、消防署が一般の家庭を訪問して販売することはありません。悪質業者の販売には十分注意してください。